

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第30条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年11月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託件名

水道料金系システム再構築業務委託

(2) 委託概要

システム再構築の範囲

ア 料金システム（共通管理システム、窓口領収書発行システム等の各サブシステムを含む。）

イ メータ管理システム

ウ 水洗便所築造工事資金貸付システム

エ 受水槽管理システム

オ 収入工事台帳システムとの連携

カ 水道検針HT本体システムとの連携

キ 滞納整理集金HT本体システムとの連携

ク 休止精算HT本体システムとの連携

ケ その他汚水検針システムとの連携

コ メータ取替システムとの連携

サ 未接続状況管理システムとの連携

シ 特別汚水計算システムとの連携

ス 住宅地図情報システムとの連携

セ 料金系認証システムとの連携

ソ 収納業務代行委託先システムとの連携

タ 印刷委託先との連携

チ OCR読取システムとの連携

(3) 履行期間

契約日の翌日から平成23年3月31日まで

(4) 履行場所

京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局総務部情報化推進課

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 平成20年度に締結が見込まれる「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）の規定が適用される物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

なお、一般競争入札参加の登録のない者については、別途必要書類を提出していただきます。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

(4) 平成15年4月1日以降に、日本国内の人口30万人以上の地方自治体又は給水人口が30万人以上の事業体に対し、主たる契約者として、上下水道事業に係

る水道料金系システムの基幹部分について再構築業務を受託し稼動させた実績があること。ただし、再構築業務については、オープン系システムでの全面的な再構築案件（旧システムからのデータ移行作業を伴うこと。）を対象とし、汎用コンピュータで運用するシステムでの再構築は除きます。また、システム移植作業（マイグレーション）についても対象としては認めません（以下同じ。）。

なお、実績については、平成15年4月1日以降に稼動させたものであれば、それ以前の受注でも構いません。

- (5) 平成15年4月1日以降に、都道府県又は政令指定都市が汎用コンピュータで運用していた基幹業務（地方自治体及び事業体においてはその活動の中心となる業務であり、水道料金システムをはじめ住民基本台帳、住民税、国民健康保険、財務会計、人事給与等の業務を指します。）についてのシステムの再構築業務を受託し稼動させた実績があること。

なお、実績については、平成15年4月1日以降に稼動させたものであれば、それ以前の受注でも構いません。

(6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの二者しか参加できません。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいいます。以下同じ。）、子会社的一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

- (7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会

社をいいます。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除きます。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(4) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書の交付

(1) 交付場所及び問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成20年11月28日(金)まで(京都市の休日を含め、  
条例に規定する本市の休日(以下「休日」といいます。)を除きます。)の午前  
9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除きます。)とします。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付します。

#### 4 競争入札の参加資格の確認手続等

##### (1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を提出し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記2(4)及び2(5)に掲げる条件を証明する書類

ウ 返信用の封筒

長3号（120ミリメートル×235ミリメートル）より大きい規格の封筒に、表面にあて先として申請者の住所、名称等を記載し、簡易書留による郵便料金分の切手を貼付したもの。

##### (2) 申請書類の提出方法

ア 提出期限

この公告の日から平成20年11月28日（金）まで（休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除きます。）とします。

イ 提出場所

上記3(1)の場所

なお、郵送により申請書類を提出する場合は、書留郵便とし、平成20年11月28日（金）午後5時までに上記3(1)の場所に必着することが条件となります。

##### (3) 参加資格の確認の通知

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成20年12月4日（木）までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知します。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者（上下水道局長）（以下同じ。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成20年12月10日（水）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成20年12月16日（火）までに、当該説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者は、(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特にこの入札に参加させることが不適當であると認められたとき。

5 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

平成20年12月24日（水）

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

なお、郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便とし、平成20年12月22日（月）午後5時までに、上記3(1)の場所に必着することが条件となります。

## 6 入札方法

入札書に記入する金額は、総価とします。

なお、落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税を加算する前の金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載することとします。

## 7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

## 8 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認められた者が行った入札は、無効とします。

## 9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものです。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) この公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に掲げる場所とします。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required:  
Development Consignment of Waterworks Bureau, City of Kyoto New Water Rate Charging System 1set
- (2) Time-limit for the submission of application:

5:00p.m. 28 November, 2008

(3) Time -limit of tender:

11:00 a.m. 24 December, 2008

(4) Contact point for tender documents:

Supplies Section, General Affairs Division, Waterworks Bureau,

City of Kyoto

12 Higashisanno-cho, Higashi-Kujo Minami-ku, Kyoto 601-8004 Japan

Phone 075-672-7728

(上下水道局総務部用度課)